

普通預金

令和3年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	普通預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・特に期間の定めはありません
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組入れします。 ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
7. 税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ・2年以上一度もお預け入れまたは払戻しがなく未利用口座となり、ご連絡を差し上げてから一定期間経過後もお取引がない場合、所定の手数をいただくことがあります。
9. 付加できる特約事項	・個人のは、「総合口座」の取扱いができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率） ・個人のはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫のホームページをご覧ください。また、または窓口へご照会ください。

普通預金

12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	・「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。 https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/
13. その他参考となる事 項	・公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)

©くわしくは窓口にお問い合わせください。